令和８年３月

第７次 NACCS 植物検疫関連業務の機能追加による電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入に係る試行期間の延長について

日頃より植物検疫へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）については、令和７年 10 月 12 日に更改され、本システム更改に併せて、植物検疫業務に関する部分についても機能追加・変更が行われ、電子植物検疫証明書（ePhyto(イーファイト)）を交換するための機能が追加されました。

このことを受け、輸入・輸出について従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方の受取・発給を行いつつ、物流に影響が生じないよう、ePhyto の本格的な利用が可能であることの確認を行うため、令和７年 10 月 14 日から大韓民国及びアメリカ合衆国の輸出入貨物を対象として、令和７年 12 月 1 日からアルゼンチン及びチリの輸出入貨物を対象として、ePhyto の導入に係る試行期間を行ってきました。

本格的な運用開始に向け進めているところ、物流に影響が生じないよう配慮しつつ確実に実施するため、試行期間の延長を行うこととしました。

引き続き、本格的な運用開始に向け進めてまいりますので、輸出入関係者の皆様におかれましてはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

試行運用中の状況を踏まえ、取扱いに変更が生じた場合には、別途、植物防疫所ホームページでお知らせします。

植物防疫所ホームページ　電子植物検疫証明書（ePhyto）の導入
URL：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/ePhyto.html